

# 独立行政法人産業医学総合研究所役員報酬規程

（平成13年 4月1日施行）  
（平成14年12月1日改正）

## （目的）

第1条 この規程は、独立行政法人産業医学総合研究所（以下「産医研」という。）の理事長、理事及び監事（以下これらの者を「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

## （報酬の種類）

第2条 役員報酬は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本俸、特別調整手当、期末特別手当及び通勤手当とし、非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）については、非常勤役員手当とする。

2 産医研の業務について生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

第3条 役員報酬は、法令に基づきその役員報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員が希望した場合には、その役員の指定する金融機関への口座振込の方法によることができるものとする。

## （本俸月額）

第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

### （1）理事長

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第25号。以下「一般職給与法」という。）で定める指定職俸給表第7号俸相当額の範囲内において別に定める額

### （2）理事

一般職給与法で定める指定職俸給表第6号俸相当額の範囲内において別に定める額

### （3）監事

一般職給与法で定める指定職俸給表第6号俸相当額の範囲内において別に定める額

2 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、予算の範囲内で別に定める額とする。

3 理事長は、一般職給与法、民間企業の役員報酬等、研究所の業務の実績及び中期計画に定める人件費の見積もりその他の事情を考慮して、前2項で規定した範囲内で俸給の月額を増額又は減額することができる。

## （特別調整手当の月額）

第5条 特別調整手当は、一般職給与法第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額、本俸月額に100分の10を乗じて得た額とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬(期末特別手当を除く。)の支給日は、毎月16日(16日が就業規則に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その前日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)に支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬(期末特別手当及び通勤手当を除く。)を支給する。

2 常勤役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日、12月1日、(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在勤する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(以下「支給日」という。)に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

2 期末特別手当の額は、常勤役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の8に定める支給割合に準じた割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長はその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項第2号又は同条第3項の規定に基づく解任の処分を受けた常勤役員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次項第1号の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

4 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、産医研の信用を確保し、期末特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

5 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実状の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関して必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

(端数処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り

捨てるものとする。ただし、減額する場合の1時間当たりの報酬額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 当該規程の適用される日から平成15年3月31日までの間、第8条第1項については、以下に読み替えるものとする。

(1) 期末特別手当は、3月1日、6月1日、12月1日、(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在勤する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(以下「支給日」という。)に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

